

産業建設常任委員会審査日程

日 時	令和元年 10 月 2 日（水） 午前 10 時～
場 所	第 2 委員会室

審査内容

- 1 請願第 1 号 旭町地域における農用地区域内の農地除外に関する請願書
- 2 請願第 2 号 横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願書

山市生第1613号

令和元年(2019年)9月13日

旭町農業者 代表 林 久芳 様

山陽小野田市長 藤田 剛二

旭町地域の農業振興地域の適用除外の要望書について(回答)

初秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、市政各般にわたり格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、いただいた御要望について、下記のとおり回答します。

記

農用地区域は、市が策定した「山陽小野田市農業振興地域整備計画」の中で、農業上の利用を確保すべき土地として定められたものであります。

現在、市が取り組んでおります農業振興地域整備計画の全体見直しについては、前回の計画策定から10年近くが経過しており、その間の経済的及び社会的諸条件の変化等を考慮して、今後の本市の農業振興を図るための総合的基本計画を定めることを目的としております。

この全体見直しを進める中で、「農業振興地域の整備に関する法律」の目的や国が示している「農用地等の確保等に関する基本指針」を踏まえ、また本年6月に実施いたしました「農用地区域の設定に係るアンケート」の結果を参考に、本市の農業振興の方向性などを斟酌して慎重に検討し、農用地区域を定めてまいりたいと考えております。

また、この農業振興地域整備計画の中には、農業を担うべき者の育成等についても定めることとなっており、この計画に従い市といたしましても担い手対策に取り組み、耕作放棄地の解消になお一層取り組んでまいりたいと考えております。

都市計画マスタープランにつきましては、本年中の改定に向け作業中であり、改定委員会等の審議を経て、すでに土地利用方針案を設定し、御要望の地域は、現況のまま農地としての土地利用としているところです。

今後、用途地域の見直し作業を進めていく中で、御要望の地域について、用途地域の新規指定の候補地として検討はしたいと思いますが、用途地域を新たに設定する場合は、計画的に市街地を誘導すべき地域等に、適正かつ合理的な土地利用を図るため、都市全体の都市機能の配置及び人口密度構成を勘案し、用途地域を定めなければなりません。人口減少が進む昨今において、新規指定により用途地域を拡大することが難しい現状がありますことを申し添えます。

一般家庭や事業所から発生する污水につきましては、「山陽小野田市一般廃棄物処理基本計画」並びに「山陽小野田市污水处理施設整備構想」におきまして、市内全域を「公共下水道事業で污水处理施設を整備する区域」、「農業集落排水事業で污水处理施設を整備する区域」、「浄化槽設置整備事業で個別処理施設を整備する区域」の3つの区域に分類して処理することとしており、このたび御要望のあった旭町自治会の国道190号より東側の地域につきましては、このうちの「浄化槽設置整備事業で個別処理施設を整備する区域」に指定されております。

合併処理浄化槽は、水洗化したトイレの污水だけでなく風呂や台所などの雑排水も一緒に取り込んで、浄化槽できれいな水に浄化して公共水域に放流するので、仕組みは公共下水道や農業集落排水と同じです。

この地域では、個人が設置する合併処理浄化槽に対して補助金を受けることができますので、詳しくは下水道課までお尋ねください。

何とぞ、事情御推察の上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

回答に対するお問い合わせは各担当課までお願いいたします。

担当課：農林水産課 82-1152、都市計画課 82-1168、下水道課 82-1164

※取りまとめ

山陽小野田市市民生活課

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL (0836)82-1133 FAX(0836)82-1240

山市生第1307号

令和元年(2019年)7月24日

横土手地区(水利組合)農地所有者

水利組合 高橋 功 様

現自治会長 西野 伸幸 様

元自治会長 西野 敏之 様

山陽小野田市長 藤田 剛二

農業振興地域の変更及び用途地域の新規指定に関する要望について(回答)

盛夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、市政各般にわたり格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、いただいた御要望について、下記のとおり回答します。

記

1 農業振興地域の変更(除外)について 【農林水産課 82-1152】

農用地区域は、市が策定した「山陽小野田市農業振興地域整備計画」の中で、農業上の利用を確保すべき土地として定められたものであります。

現在、市が取り組んでおります農業振興地域整備計画の全体見直しについては、前回の計画策定から10年近くが経過しており、その間の経済的及び社会的諸条件の変化等を考慮して、今後の本市の農業振興を図るための総合的基本計画を定めることを目的としております。

この全体見直しを進める中で、「農業振興地域の整備に関する法律」の目的や国が示している「農用地等の確保等に関する基本指針」を踏まえ、また本年6月に実施いたしました「農用地区域の設定に係るアンケート」の結果を参考に、本市の農業振興の方向性などを斟酌して慎重に検討し、農用地区域

を定めてまいりたいと考えております。

2 用途地域の新規指定について

【都市計画課 82-1168】

用途地域の見直しにつきましては、現在改定作業中の都市計画マスタープランで定める将来都市構造や土地利用方針に基づき、令和元年度から令和2年度の2か年で行う予定としています。用途地域を新たに設定する場合は、計画的に市街化を誘導すべき地域等について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、都市全体の都市機能の配置及び人口密度構成を勘案し、用途地域を定めなければなりません。

御要望にあります地域についても新規指定の候補地として検討してまいりますが、人口減少が進む昨今において、新規指定により用途地域を拡大することが難しい現状がありますことを申し添えいたします。

何とぞ、事情御推察の上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

回答に対するお問い合わせは各担当課までお願いいたします。

※取りまとめ

山陽小野田市市民生活課

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

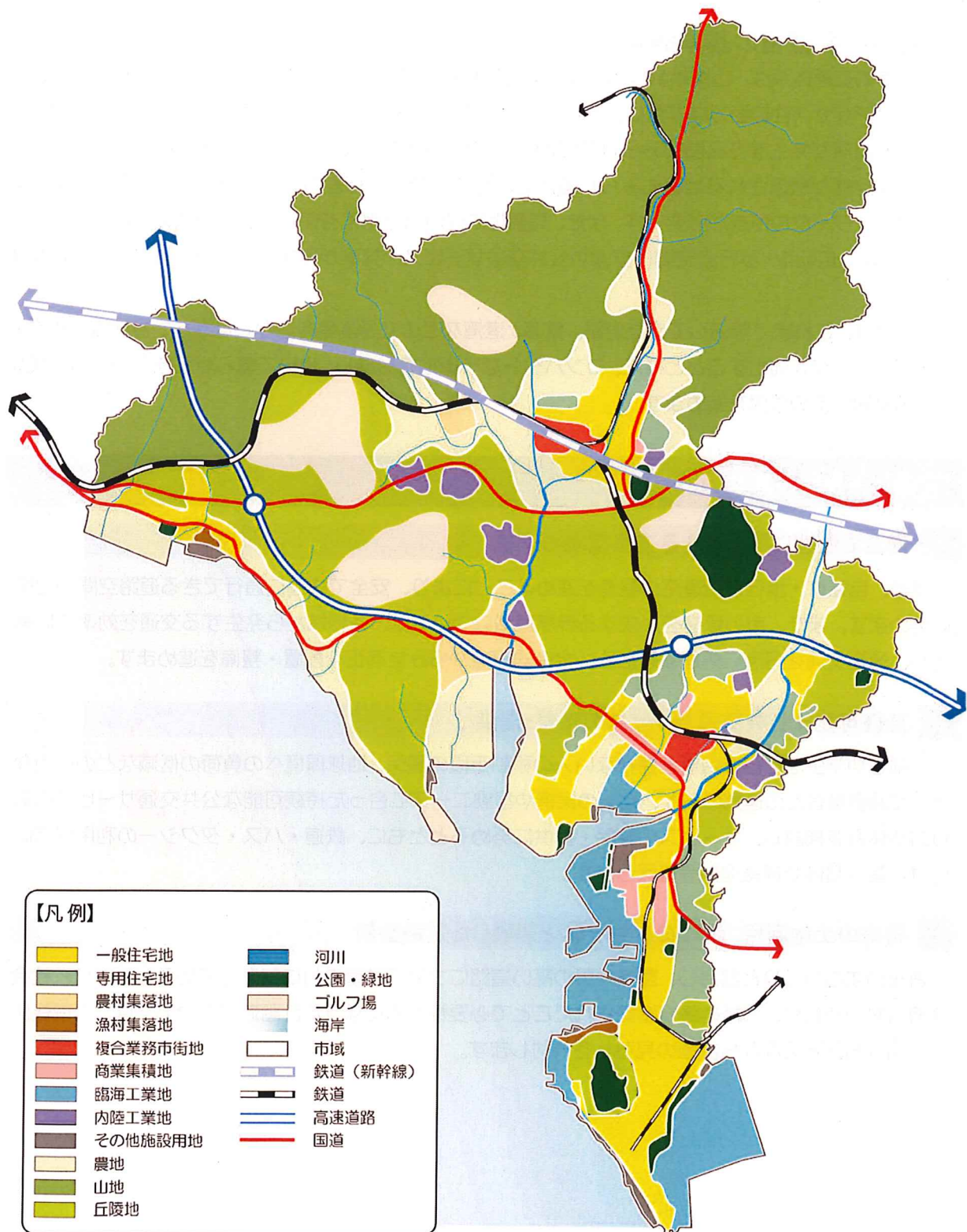
TEL (0836)82-1133 FAX(0836)82-1240

都市計画マスタープラン

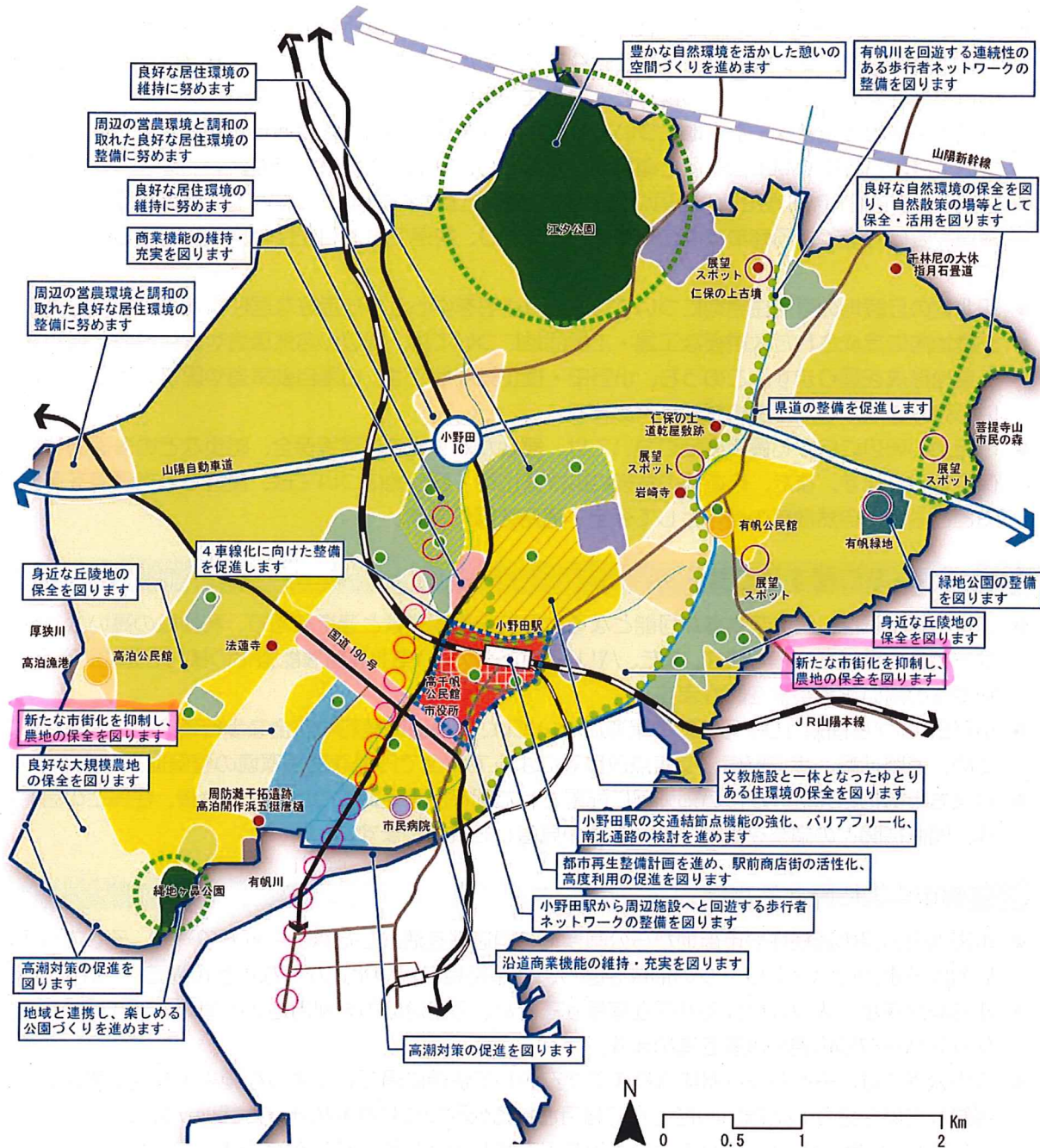
[都市的土地利用と自然的土地利用の基本的区分]



[土地利用方針図]



〔高千帆地域のまちづくり方針図〕



[凡例]

- | | | | |
|---|--|---|---|
|  一般住宅地 |  その他施設用地 |  拠点となる緑 |  鉄道（新幹線） |
|  専用作宅地 |  農村集落地 |  近隣公園  街区公園 |  鉄道 |
|  複合業務市街地 |  農地 |  文化財 |  高速自動車道路 |
|  商業集積地 |  丘陵地 |  地域コミュニティ拠点 |  地域高規格道路（計画） |
|  臨海工業地 |  公園（地区公園以上） |  その他主要な施設 |  主要幹線道路 |
|  内陸工業地 |  都市緑地 |  その他エリア |  幹線道路 |
| | | |  補助幹線道路 |
| | | |  歩行者ネットワーク |